

平成28年度臨時福祉給付金などの申請をお忘れなく！

平成28年10月1日発行
津市臨時福祉給付金窓口
☎ 229-3397 FAX 229-3334

申請期間 9月26日月～来年1月31日火 ※当日消印有効

平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。

支給対象者(次の全てを満たす人)

- 平成28年1月1日時点において、津市に住民登録のある人(外国人を含む)
- 平成28年度分の市県民税(均等割)が課税されていない人 ※市県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等や生活保護を受給している場合などは、対象になりません。

【扶養親族等とは…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、青色事業専従者および白色事業専従者】

支給額

支給対象者1人につき
3,000円



年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族年金受給者向け給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者を支援するため支給するものです。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している人

支給額

支給対象者1人につき3万円

いずれも

申請書等の発送

支給対象と思われる人がいる世帯へ市民税課からの税のお知らせに同封し、9月26日(月)に発送しました。

※申請書等が届いても、支給対象にならない場合があります。

申請方法

申請書等に同封の返信用封筒で提出してください。

⚠️ 注意事項

- ・平成28年1月1日以降に亡くなった人は、対象になりません。
- ・原則として、申請期間外の申請や、平成28年1月1日時点で津市に住民登録のない人の申請は受け付けできません。
- ・DV被害者や、児童福祉施設に入所している児童などで、他の市区町村から住民登録を移さずに津市に住んでいる人は、津市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。
- ・給付金の支給は、申請を受け付けてから約1カ月半後の振り込みになりますのでご了承ください。

「臨時福祉給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報への詐取に注意!

自宅や職場などに津市や三重県、厚生労働省の職員をかたった不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察署か津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤルまで、至急ご連絡ください。

津警察署 ☎213-0110 津南警察署 ☎254-0110